

令和6年度 住民税の申告について

住民税とは…

市町村民税と都道府県民税を合わせたものを、「住民税」と呼びます。市町村や都道府県が行う行政サービスに必要な経費を、その能力（担税力）に応じて広く分担していただくものです。

なお、住民税は賦課期日（1月1日）現在に居住していた市町村へ、前年中（1月1日～12月31日）に生じた所得を申告し、納税することになっています。

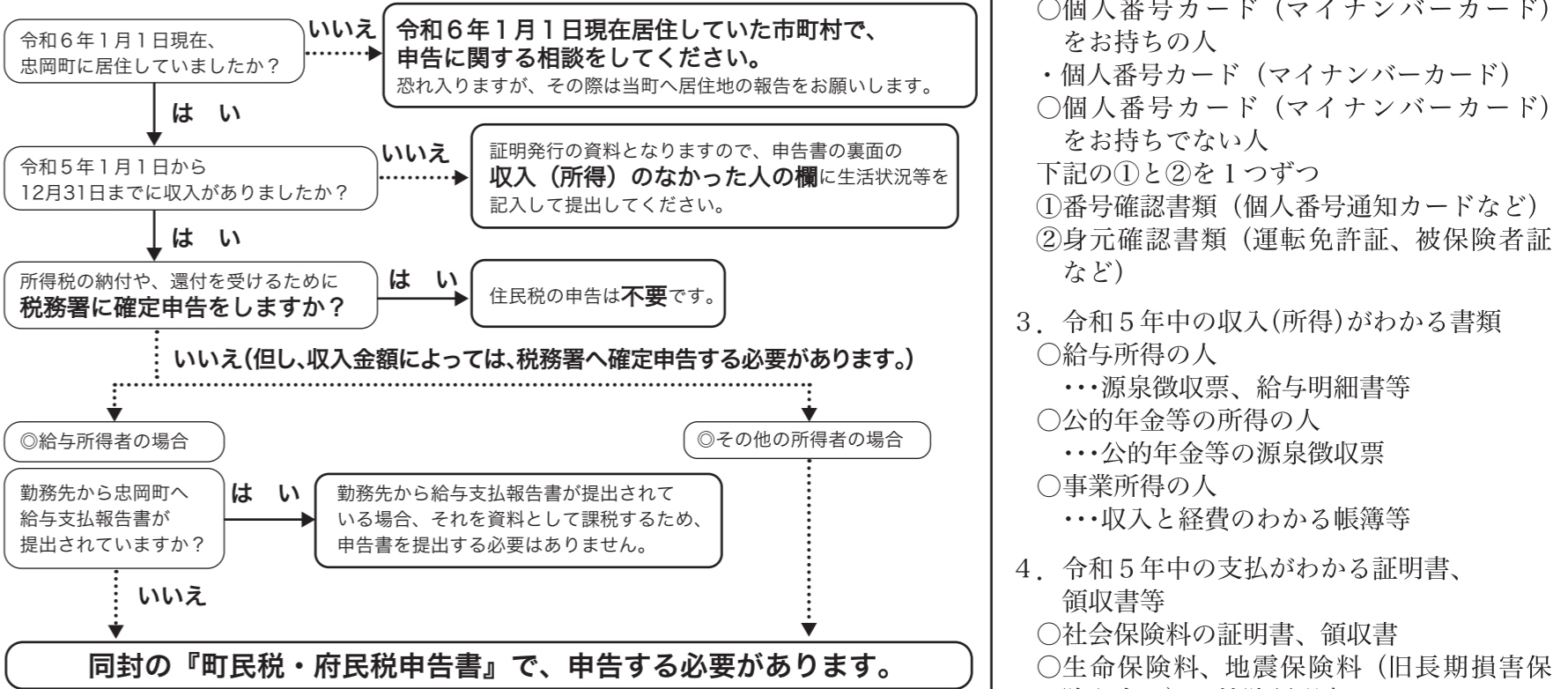
住民税の申告につきましては、毎年、住民のみなさまのご協力をいただいておりますが、令和6年度

も申告していただく時期になりました。

この申告は、あなたの住民税額を正しく算出する基礎となり、所得証明、納税証明など諸証明発行にあたって重要なもの donc、**同封の申告書を令和6年3月15日（申告期限）までに、必ず提出**してください。

あなたは、住民税の申告をする必要は？

はじまり



※ 公的年金等の収入金額が400万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の人は確定申告書の提出は不要となります。ただし、確定申告書の提出が不要な人であっても、住民税の申告により控除を追加することで、税額が減額される場合があります。

申告期限 令和6年3月15日（金）

◎この申告書を提出した人は、事業税の申告書を提出する必要がありません。

令和6年度 主要改正点

◎**森林環境税の創設**
温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から森林環境税が創設されました。森林環境税は国内に住所を有する個人に対して課税される国税で、市町村が個人住民税の均等割と併せて1人年額1,000円を賦課徴収することになります。

◎**上場株式等の配当所得等に係る課税方式の統一**
特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る所得については、所得税と個人住民税において異なる課税方式の選択が可能とされてきましたが、公平性の観点等より個人住民税と所得税で課税方式を一致させることとなりました。この改正により、所得税で当該所得を申告した場合は、その所得が個人住民税でも申告したこととなり、国民健康保険料や後期高齢者医療保険料、介護保険料などの算定の対象となりますのでご注意ください。

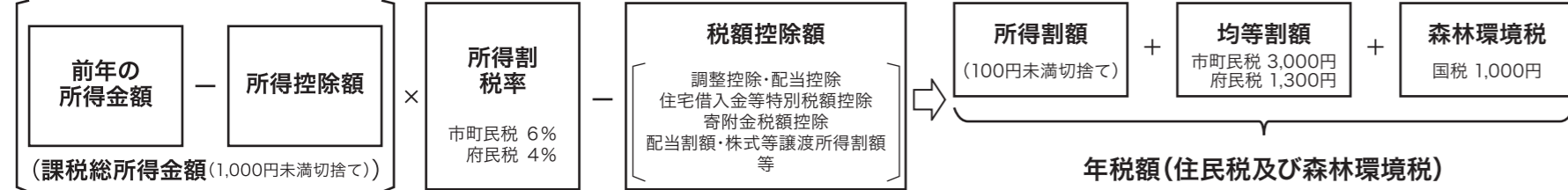
◎**日本国外に居住する親族に係る扶養控除の適用要件の見直し**
30歳以上70歳未満の国外居住親族で次のいずれにも該当しない人については、控除対象扶養親族及び非課税限度額の算定の対象となる扶養親族から除外することとなりました。
・留学により国外居住者となった人
・障害者
・納税義務者から前年中に生活費または教育費に充てる目的で年38万円以上の金銭を受け取っている人

申告書の記入などについて、わかりにくい点がございましたら、ご遠慮なく係までおたずねください。

連絡先 忠岡町役場 住民部 税務課 住民税係 ☎0725(22)1122 内線182・183

【申告書の書き方】へ

【税額の計算方法（総合課税）】



●所得割の税率（総合課税）

課税総所得金額	市町村民税	府民税
	税率	税率
一律	6%	4%

●所得割の税率（分離課税）

区分	市町村民税	府民税	
	短期譲渡		
一般分	5.4%	3.6%	
軽減分	3.0%	2.0%	
長期譲渡	一般分	3.0%	2.0%
	特定分		
	2,000万円以下	2.4%	1.6%
	2,000万円を超える	3.0%	2.0%
軽減分			
6,000万円以下	2.4%	1.6%	
6,000万円を超える	3.0%	2.0%	
株式等の譲渡所得	一般株式等	3.0%	2.0%
	上場株式等	3.0%	2.0%
上場株式等の配当等 先物取引	3.0%	2.0%	
	3.0%	2.0%	

●調整控除

- 合計課税所得金額が200万円以下の人
次の①と②のいずれか小さい額の5%
①人的控除額の差の合計額 ②合計課税所得金額
- 合計課税所得金額が200万円超の人
〔人的控除額の差の合計額－(合計課税所得金額－200万円)〕の5%
ただし、この額が2,500円未満の場合は2,500円となります。

※合計課税所得金額とは、課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額です。
※合計所得金額が2,500万円を超える場合は、調整控除の適用はありません。

○人的控除差の一覧表

所得控除の種類		所得税控除額	住民税控除額	人的控除額の差	
障害者控除	普通障害	27万円	26万円	1万円	
	特別障害	40万円	30万円	10万円	
	同居特別障害	75万円	53万円	22万円	
寡婦控除		27万円	26万円	1万円	
ひとり親控除	父	35万円	30万円	1万円★	
	母	35万円	30万円	5万円	
勤労学生控除		27万円	26万円	1万円	
扶養控除	一般扶養	38万円	33万円	5万円	
	特定扶養	63万円	45万円	18万円	
	老人扶養	48万円	38万円	10万円	
	同居老親等	58万円	45万円	13万円	
	90万円以下	38万円	33万円	5万円	
配偶者控除	900万円以下	26万円	22万円	4万円	
	900万円超950万円以下	13万円	11万円	2万円	
	900万円以下	48万円	38万円	10万円	
	900万円超950万円以下	32万円	26万円	6万円	
	950万円超1000万円以下	16万円	13万円	3万円	
配偶者特別控除	900万円以下	38万円	33万円	5万円	
	900万円超950万円以下	26万円	22万円	4万円	
	950万円超1000万円以下	13万円	11万円	2万円	
	900万円以下	38万円	33万円	3万円★	
	900万円超950万円以下	26万円	22万円	2万円★	
950万円超1000万円以下	13万円	11万円	1万円★		
基礎控除		2,500万円以下	48万円	43万円	5万円

※上記一覧表の内、★印は、税源移譲に伴う調整控除が開始された以降に制度改正されたものであるため、調整控除を算出する場合は、現行の控除額の差ではなく改正前の人的控除額の差となります。

●配当控除

種類	課税所得金額	1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分	
		市町村民税	府民税	市町村民税	府民税
利益の配当等		1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
外貨建等以外の証券投資信託		0.8%	0.6%	0.4%	0.3%
外貨建等証券投資信託		0.4%	0.3%	0.2%	0.15%

地方税法の改正があった場合は、改正後の税法により税額を計算します。

●住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン控除）

所得税において、平成26年から令和7年12月31日までの入居に係る住宅ローン控除の適用を受けた場合、次のA、Bのいずれか小さい額を住民税（所得割）より控除します。

A：所得税の住宅ローン控除可能額のうち、所得税において控除しきれなかった額

B：所得税の課税総所得金額等の額の5%（最高97,500円）
ただし、平成26年4月1日から令和4年12月31日までに入居された人のうち、特定取得に該当する場合は7%（最高136,500円）

※所得税において、住宅ローン控除がすべて控除しきれた場合は、住民税での控除はありません。
※住宅ローン控除は所得税に関する手続き（年末調整や確定申告等）を行えば、住民税において特別な申請（申告）は不要です。

●寄附金税額控除

年間寄附金合計額（総所得金額等の30%が上限）から2,000円を差し引いた額を対象として所得割額から控除されます。
ふるさと納税の場合は次の①、②の合計、それ以外は①のみとなります。

- 基本控除額 寄附金控除対象額×10%（市町村民税6%、府民税4%）
- 特例控除額 寄附金控除対象額×下記に定める割合
ただし、特例控除額は住民税所得割額の20%を上限とします。

課税総所得金額から人的控除差調整額を控除した金額	割合
0円以上195万円以下	84.895%
195万円超過330万円以下	79.79%
330万円超過695万円以下	69.58%
695万円超過900万円以下	66.517%
900万円超過1,800万円以下	56.307%
1,800万円超過4,000万円以下	49.16%
4,000万円超	44.055%
0円未満 (課税山林所得金額及び課税退職所得金額を有しない場合)	90%
0円未満 (課税山林所得金額及び課税退職所得金額を有する場合)	地方税法に定める割合

※寄附金税額控除の対象となるのは、住所地の共同募金会、住所地の日本赤十字社支部、都道府県、市町村又は特別区、その他条例で指定するものに対する寄附金に限ります。

●配当割額・株式等譲渡所得割額の控除

配当割額または株式等譲渡所得割額の控除がある場合、所得割より控除されます。また、控除しきれない額がある場合は、還付または充当されます。

区分	市町村民税	府民税
配当割額または株式等譲渡所得割額	3/5	2/5

●均等割の税率

市町村民税	府民税
3,000円	1,300円

※府民税には大阪府森林環境税300円を含みます。

●森林環境税の税率

国税
1,000円

※個人住民税の均等割と併せて徴収されます。

非課税について

○均等割・所得割の両方が非課税になる人

- 賦課期日時点（1月1日）において、生活保護法の規定による生活扶助を受けている人
- 障害者、未成年者（平成18年1月3日以降に生まれた婚姻歴のない人）、寡婦、ひとり親で前年の合計所得金額が**135万円以下**の人
- 前年の合計所得金額が次の金額以下の人
扶養親族がいなかった場合 **35万円+10万円**
扶養親族がいる場合 **35万円×(扶養人数+1)+21万円+10万円**
※森林環境税（国税）についても、上記と同様に非課税の判定を行います。

○所得割が非課税になる人

- 所得控除や税額控除により所得割が算出されない人
- 前年の総所得金額等が次の金額以下の人
扶養親族がいなかった場合 **35万円+10万円**
扶養親族がいる場合 **35万円×(扶養人数+1)+32万円+10万円**

※扶養人数には、同一生計配偶者や16歳未満の年少扶養親族も含めます。